

たつの市訓令第4号

たつの市通話録音装置の設置及び運用に関する規程を次のように定める。

令和8年5月15日

たつの市長 山 本 実

たつの市通話録音装置の設置及び運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、公正かつ適正な職務の執行を確保するとともに、犯罪の防止、職員への不当要求行為等の排除を図ることを目的として設置する通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 電話機での通話開始とともに通話内容を録音及び記録する装置をいう。

(2) 記録データ 通話録音装置により録音され、又は記録された音声等をいう。

(管理及び管理責任者)

第3条 市長は、通話録音装置及び記録データ（以下「通話録音装置等」という。）の適正な取扱いを図るため、通話録音装置を設置し、又は管理する事務（以下「通話録音装置に関する事務」という。）を行う施設ごとに、通話録音装置の管理責任者を置くものとする。

2 管理責任者は、通話録音装置に関する事務を所管する課等の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 通話録音装置等の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者（以下「操作指定者」という。）が行うものとし、管理責任者は、操作指定者以外の者に、通話録音装置等を操作させてはならない。

(個人情報の保護等)

第4条 管理責任者及び操作指定者（以下「管理責任者等」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者等は、記録データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者等は、業務上知り得た記録データに係る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 管理責任者は、利用目的及び運用方法に関する市のホームページ等における公表並びに電話交換業務における事前告知を行うものとする。

(通話録音装置の設置等)

第5条 通話録音装置の設置場所は、電話交換機室内とする。

2 通話録音装置の稼働時間は、原則として24時間とする。

(記録データの保存期間)

第6条 記録データの保存期間は、原則4週間とし、保存期間を経過した記録データは、速やかに消去する。ただし、記録媒体に上書き保存機能がある装置を使用する場合は、当該機能を活用して消去するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事件若しくは事故が発生した場合等又は争訟が起こっている場合において、市長が必要があると認めたときは、保存期間を変更することができる。

(記録データの取扱い)

第7条 管理責任者等は、記録データの取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 記録データを録音時の状態のままで保存するものとし、当該記録データを加工しないこと。

(2) 法令等に基づく場合、記録データの解析及び提供をする場合並びに前条第2項の規定による場合を除き、記録データを通話録音装置の記録媒体から他の記録媒体に複写しないこと。

(3) 記録媒体を、あらかじめ定められた場所で適正に管理すること。

(4) 特別の理由がある場合を除き、記録媒体を保管場所以外の場所に持ち出さないこと。

(5) 記録媒体から記録データを消去する場合は、当該記録データの漏えい防止に特段の注意を払い、確実にかつ速やかに行うこと。

(6) 通話録音装置を廃棄する場合は、当該通話録音装置内から記録媒体を取り外し、記録データが一切残存しない状態であることを確認した上で、これを行うこと。

(7) 記録媒体を廃棄するときは、記録データが漏えいしないよう破碎等の方法により確実に行うこと。

2 管理責任者は、記録データの漏えい又は盗難若しくは紛失があった場合は、速やかにこれを市長に報告しなければならない。

(記録データの利用及び提供の制限)

第8条 記録データは、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三

者へ提供してはならない。ただし、法令等に基づく場合又は法第69条第2項の規定により行う場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項の規定により記録データを利用し、又は提供した場合は、その理由、期日、提供した相手方の名称、記録データの内容等を記録するものとする。
(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。